

岩手県医療局管理規程第4号

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月31日

岩手県医療局長 佐々木 信

医療局企業職員給与規程の一部を改正する規程

医療局企業職員給与規程（昭和35年岩手県医療局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
附 則 1～9 [略]	附 則 1～9 [略] <u>(給与の支給に係る特例)</u> 10 医師又は歯科医師である企業職員で一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年岩手県条例第29号。以下「平成18年改正条例」という。） <u>附則第8項から第10項までに規定する職員に該当するものについては、第2条第1項の規定にかかわらず、当分の間、一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成26年岩手県条例第106号）による改正前の平成18年改正条例附則第8項から第11項までの規定の例により、給与を支給する。</u>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。